

鋸南町住宅取得奨励金交付制度のご案内

この案内は、鋸南町が町内に新築住宅（一戸建て住宅及び併用住宅）を取得（建築又は購入）した方に対し、住宅取得奨励金を交付する鋸南町住宅取得奨励金交付制度について、制度の内容と申請方法等を記載したパンフレットですので、ご参考にして下さい。

※申請の際には、鋸南町住宅取得奨励金交付要綱についても熟読願います。



①対象区域

鋸南町全域が対象となります。

②交付対象となる住宅

奨励金の交付の対象となる住宅は、新築※であって次の全てに該当するものとします。

- (1) 自己の居住の用に供するために町内に建設され、建設後使用されたことの無い一戸建て住宅又は併用住宅で、その建設工事の完了の日から起算して2年以内のもの。
- (2) 平成24年4月1日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認済証の交付を受け、令和4年3月31日までに同法に基づく完了検査済証の交付を受けられるもの。
(※但し、町内の建築確認申請が不要な地域は建築工事届とする。尚、建築工事届の場合においても、対象となる住宅は建築士の設計によるもので完成時に関連書類の提出が必要となる)
- (3) 住宅として使用する部分の床面積が70㎡以上のもの。

※新築：町内に新たに建設された住宅であって、建設後使用されたことのないもので、建設工事の完了の日から起算して1年以内のものをいう。

注) 本制度は既存住宅の建て替えの場合も交付の対象となります。

③交付対象者

奨励金の交付の対象となる方は、町内に対象住宅を取得（建築又は購入）した方であって、次の全てに該当するものとします。

- (1) 奨励金の交付申請時において、対象住宅に定住※していること。
- (2) 対象新築住宅に対して課される固定資産税の納税義務者であり、かつ、その2分の1以上の所有権を登記事項証明書で確認できること。
- (3) 奨励金の交付申請時において、自ら及び同居している者に町税等の滞納がないこと。
- (4) この制度による奨励金を過去に受け取ったことがないこと。
- (5) 令和4年3月31日までに奨励金の交付の決定を受けることができる見込みがあること。

※定住：相当の期間居住する意思を持って、自己又は同居する者の所有(共有を含む。)する住宅に住居を定め、かつ、当該住宅の所在地を住民票の住所とし、生活実態があることをいう。

④対象住宅の認定と認定申請の時期

この制度による奨励金の交付を受けようとする場合は、事前に対象住宅に該当するかどうかの認定を受ける必要があります。

認定申請の時期については、対象住宅に係る建築確認の日又は建築工事届の届出日（売買契約の場合は、当該売買契約の締結日）から3箇月以内となります。

⑤奨励金の額

奨励金の額は次の表のとおりとなります。

種別	申請者	対象住宅	奨励金額 ()内は申請者が 子供世帯の場合
A	転入者	町内建設業者により建設	70万円 (100万円)
B		町外建設業者により建設	40万円 (70万円)
C	町内居住者	町内建設業者により建設	50万円 (80万円)
D		町外建設業者により建設	20万円 (50万円)

※1：奨励金額の()内は、申請時に18歳以下のこどもを持つ世帯が申請する場合に、特別加算金として30万円が加算されています。

※2：対象となる新築住宅1戸につき1回限りの交付です。

※3：転入者とは、転入前3年間、住民基本台帳法に基づく本町の住民基本台帳に記録されたことがない者、又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の外国人登録法に基づく本町の外国人登録原票に登録されたことがない方とします。

※4：町内建設業者とは建設業法に規定する建設業者等で、法人については町内に本・支店があり、個人については町内に主たる事業所がある業者です。

⑥対象住宅認定申請に必要な書類

奨励金対象住宅認定申請については、別紙の「住宅取得奨励金対象住宅認定申請書（第1号様式）」に必要な事項を記載のうえ、下記の添付書類を添えて申請して下さい。

なお、この申請は、本町への転入及び定住を予定されている方が、転入届出以前においても、行えることとします。

No.	添付書類	備考
1	申請者及び同居を予定している者の住民票の写し	
2	転入及び定住を予定している者にあつては戸籍の附票の写し	
3	工事請負契約書又は売買契約書の写し	
4	居住用面積が明らかになる図面及び計算書	
5	建築士免許証の写し	
6	建築確認済証又は工事届の写し	
7	定住誓約書(第2号様式)	
8	その他町長が必要と認める書類 民間確認検査機関による建築確認の場合は建築確認申請書第1面～第5面の写し	

⑦交付申請に必要な書類

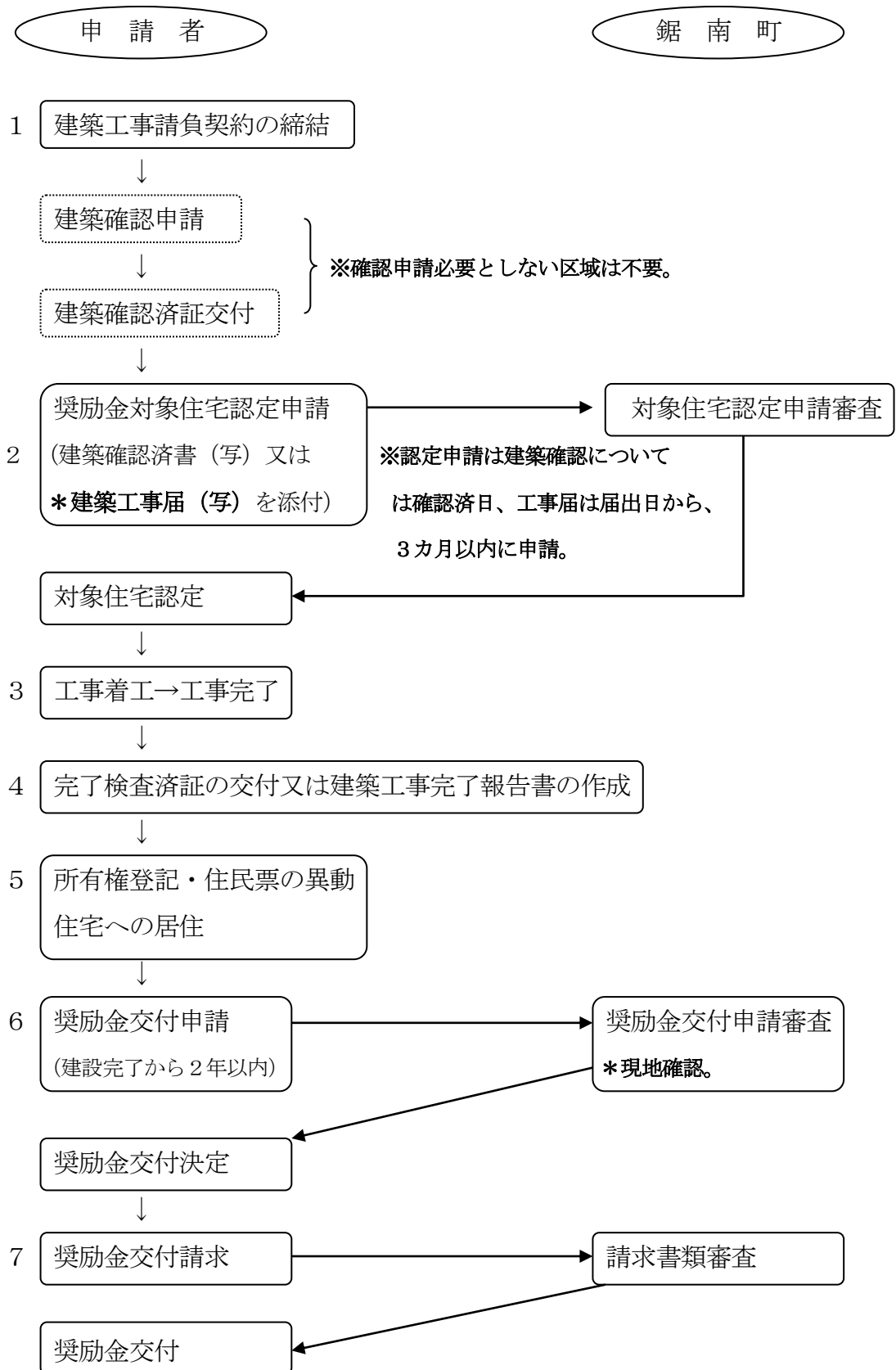
奨励金交付申請については、別紙の「住宅取得奨励金交付申請書（第5号様式）」に必要な事項を記載のうえ、下記の添付書類を添えて申請して下さい。

No.	添付書類	備考
1	申請者及び同居している者の住民票の写し (対象住宅認定申請時から変更のある場合)	
2	町税等納付状況調査同意書（第6号様式）	
3	登記事項証明書等の新築住宅の所有者がわかるもの	
4	居住用面積が明らかになる図面及び計算書（対象住宅認定申請時から変更のあった場合）	
5	建築完了検査済証の写し又は建築工事完了報告書（第12号様式）	

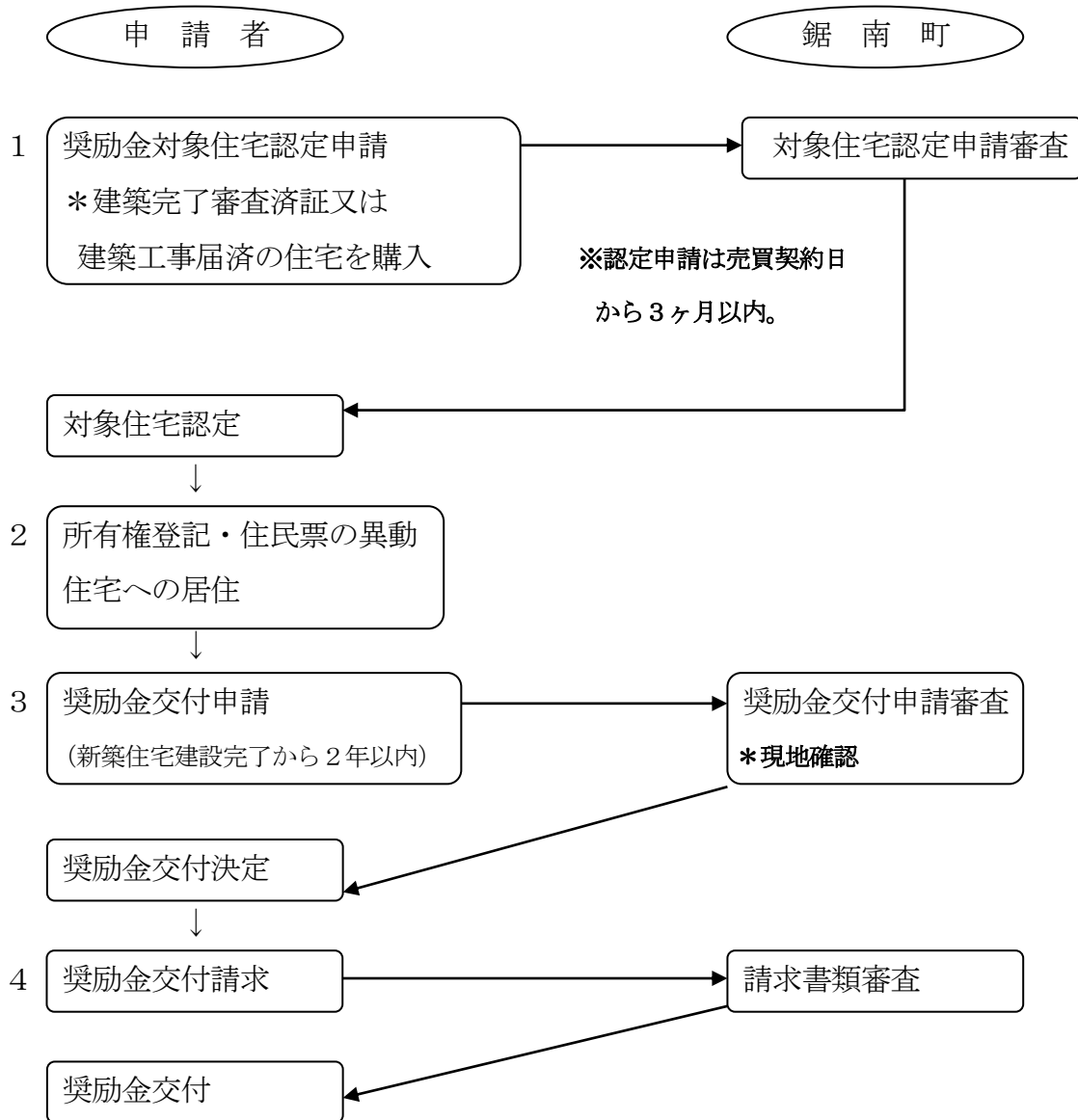
	※建築工事完了報告書の提出の場合、建築確認申請完了検査に準ずる工事写真を添付すること。	
6	住宅取得奨励金対象住宅認定通知書（第3号様式）の写し	
7	その他町長が必要と認める書類	

- (1) 町で申請の内容を審査後、奨励金の交付決定をした場合には「住宅取得奨励金交付決定通知書（第7号様式）」を、奨励金の交付をしない場合には「住宅取得奨励金不交付決定通知書（第8号様式）」を送付します。
- (2) 奨励金交付決定通知書を受け取った時は、同封された「住宅取得奨励金交付請求書（第9号様式）」に必要事項を記載し、町に提出して下さい。
- (3) 上記の請求書を町が受理し、奨励金交付の手続きが完了次第、奨励金を交付（申請者名義の金融機関口座に振込み）します。

⑧認定申請及び交付申請・奨励金交付までの流れについて
(建築工事請負契約の場合)



⑨認定申請及び交付申請・奨励金交付までの流れについて
(新築住宅購入契約の場合)



- ※1 ここに記載した流れは、一例であり全ての場合に一致するとは限りません。
- ※2 町の申請審査期間は、おおむね1週間～2週間程度となります。
- ※3 この奨励金は、所得税・住民税の課税対象となりますので、各自で確定申告を行う必要があります。

問い合わせ・申請先

鋸南町役場建設水道課建設環境室

〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間3, 458番地

PHONE 0470-55-2133 (直通)

F A X 0470-55-0421

E-mail kenkan@town.kyonan.chiba.jp